



139  
600  
139



門不普  
番 600  
卷 139

Handwritten text in a vertical column, likely a manuscript or ledger entry, written in Japanese cursive style (sōsho). The text is faint and difficult to decipher due to fading and bleed-through from the reverse side of the page. Some characters and a red seal are visible.

This page is mostly blank, showing signs of age and wear. There are a few faint, illegible marks and a red seal impression, likely bleed-through from the reverse side of the page. The seal impression is located in the lower right quadrant of the page.



淑人ヨキヒトのそとよく見く。ゆとひ。芳野乃山の行宮あしきゆ  
 ぬきふと足利アラビが暴逆ビヲ字輝ヲけたり。まゝ。天ヒツギの日ヒツギ嗣ヒツギ志ヒツギ一  
 米メ一一。三御代ミミの大朝廷オホミカド此古事フルコトハハ心ハのハみハ旧フルき書フキとハふ。  
 榊サカキ花ハナちハらハもハほハひハてハるハをハたハれハぬ。宗根ムネネ本ホねネこコちチ言コトとハあハるハこコう  
 小コ五イハ月ツキ耀ハるハ。何ナニやハげハるハ世人セニのハ言コト此チ塵チリはハおハぶハとハまハまハりハ  
 此コノ苑ヰのハまハるハ色イロもハ成ナ。一ヒトまハらハよハいハくハいハくハとハ飛トくハ。こノまハり  
 由ユだレてハのハあハるハをハ。世セもハたハらハるハまハるハ書ツキもハまハらハれハどハ。こノ  
 かハでハとハおハひハまハるハ。まハづハるハ方カタ此コノ書ツキよハいハくハ。かハとハあハるハ  
 見ミるハとハまハらハれハどハ。まハづハるハ道ミチもハまハるハまハるハまハらハれハどハ。

平家朝臣。又ひ山踏のゆみあづまを。さねもかひりよ志。
 刺しん。今まをむくあ理を。江戸此かどの法とあら
 ぬ。大草の公弼ぬ。そやうさ向方よりひ起す。既小南山
 巡狩録との書よ。たそののくねるを澤を。いとり
 せりた。其をあらぬ。年月をいさ。まの書はあ
 の中より。美芳野のより所乃宮の古事どもと。まえてのえ
 らび。うむらふとゆに書あり。ゆらぎに淑人乃。
 ぶまを。あを。まのの中の内録とあり。後龜山院天
 皇のま方野此行宮より平安の京に還幸あり。まの北朝



と稱しける後小松院。天つ日嗣字讓をせきやひ。ナれを
 神寶と授けしつとど。まの日嗣の御子に御事とあり。あ
 一御契約の違をぬる事ども。まのまの。まの。まの。まの。
 此みゆの玉とちを。其方より此武士とも。世々
 憤り深る。有<sup>アサキ</sup>。まのまの。まの。まの。まの。まの。
 まの。まの。まの。まの。まの。まの。まの。まの。
 由に福事乃極あり。まの。まの。まの。まの。まの。
 みだれ。まの。まの。まの。まの。まの。まの。まの。
 まの。まの。まの。まの。まの。まの。まの。まの。

る事。乃。き。おひ。ご。そ。く。ゆ。を。さ。る。る。れ。少。く。ぬ。が。う。ん。  
は。近。た。ら。う。或。ま。し。と。人。あ。ら。う。か。の。嘉。吉。の。と。れ。の。神。金。の。御。め  
く。つ。字。と。ま。だ。う。は。り。た。の。い。よ。い。ふ。や。や。り。と。の。あ。れ。ゆ  
し。あ。れ。う。こ。う。後。今。か。の。附。録。に。引。き。こ。も。る。本。書。に。し。つ。ま。  
あ。ら。う。の。こ。ゆ。も。て。る。餘。書。に。り。や。と。か。し。う。う。へ。う。ゆ。い。よ。う。ら  
い。ま。り。に。は。る。此。書。も。や。む。あ。る。程。見。の。こ。う。な。る。ま。る。め。あ。ら。う。  
祭。殿。も。考。へ。得。ぶ。ゆ。い。も。ま。う。ゆ。い。と。ま。ら。う。い。え。ん。と。  
う。や。む。後。見。い。人。あ。ら。う。程。も。見。こ。う。さ。う。さ。う。い。び。ま。の。ゆ。い。

附言

此書此記一と名の事。もとて彼此あつた書ぎの中  
より抄出。其本文の序は奉。備。記。始。つ。れ。ど。何  
ぶ。と。事。の。次。第。前。後。入。と。み。て。そ。と。え。合。と。ご。れ。か。ま  
實。と。ほ。ま。と。い。え。う。う。わ。さ。あ。説。あ。る。こ。と。の。地。彼。考。へ  
合。せ。う。誤。説。と。ま。ら。な。く。決。て。一。説。と。た。こ。ゆ。い。や。な  
と。得。る。事。や。の。ま。の。さ。を。ひ。し。ゆ。く。ま。な。わ。て。注。し。ま。す  
み。え。か。ま。つ。ま。ら。う。り。ま。ら。う。ゆ。い。ま。ま。ら。う。の。ゆ。い。卷  
と。も。や。め。べ。ま。れ。ど。は。い。ぬ。と。ま。ら。う。い。る。の。い。よ。

何れどもそそせむとまうくはらふ<sup>ツキヤ</sup>物<sup>モノ</sup>をえらびと  
おへたる<sup>モトツクニ</sup>物<sup>モノ</sup>さて其<sup>モトツクニ</sup>本<sup>ホン</sup>書<sup>ショ</sup>と<sup>ト</sup>れ<sup>レ</sup>記<sup>キ</sup>し<sup>シ</sup>る<sup>ル</sup>此<sup>コノ</sup>と<sup>ト</sup>彼<sup>カノ</sup>と<sup>ト</sup>精<sup>セイ</sup>  
粗<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>た<sup>タ</sup>ら<sup>ラ</sup>ひ<sup>ヒ</sup>あり<sup>リ</sup>又<sup>マタ</sup>文<sup>モン</sup>體<sup>テイ</sup>も<sup>モ</sup>と<sup>ト</sup>も<sup>モ</sup>く<sup>ク</sup>な<sup>ナ</sup>ら<sup>ラ</sup>ず<sup>ズ</sup>事<sup>コト</sup>實<sup>ジツ</sup>と  
た<sup>タ</sup>ら<sup>ラ</sup>ず<sup>ズ</sup>と<sup>ト</sup>は<sup>ハ</sup>と<sup>ト</sup>來<sup>キ</sup>て<sup>テ</sup>書<sup>カ</sup>け<sup>ケ</sup>る<sup>ル</sup>を<sup>ヲ</sup>れ<sup>レ</sup>だ<sup>ダ</sup>お<sup>オ</sup>つ<sup>ツ</sup>る<sup>ル</sup>意<sup>ココロ</sup>の  
足<sup>タ</sup>ら<sup>ラ</sup>ぬ<sup>ヌ</sup>と<sup>ト</sup>い<sup>イ</sup>ふ<sup>フ</sup>お<sup>オ</sup>ほ<sup>ホ</sup>く<sup>ク</sup>い<sup>イ</sup>て<sup>テ</sup>は<sup>ハ</sup>口<sup>クチ</sup>を<sup>ヲ</sup>は<sup>ハ</sup>ら<sup>ラ</sup>ず<sup>ズ</sup>文  
と<sup>ト</sup>れる<sup>ル</sup>こと<sup>ト</sup>は<sup>ハ</sup>な<sup>ナ</sup>ら<sup>ラ</sup>ず<sup>ズ</sup>推<sup>オシ</sup>量<sup>リ</sup>言<sup>ハ</sup>す<sup>ス</sup>加<sup>カ</sup>へ<sup>ヘ</sup>ぶ  
と<sup>ト</sup>い<sup>イ</sup>ふ<sup>フ</sup>は<sup>ハ</sup>な<sup>ナ</sup>ら<sup>ラ</sup>ず<sup>ズ</sup>お<sup>オ</sup>つ<sup>ツ</sup>る<sup>ル</sup>名<sup>ナ</sup>字<sup>ジ</sup>を<sup>ヲ</sup>改<sup>カ</sup>へ<sup>ヘ</sup>る<sup>ル</sup>は<sup>ハ</sup>集<sup>シ</sup>録<sup>ロク</sup>  
て<sup>テ</sup>證<sup>カ</sup>し<sup>シ</sup>注<sup>チ</sup>せ<sup>セ</sup>る<sup>ル</sup>今<sup>イマ</sup>も<sup>モ</sup>後<sup>ノチ</sup>他<sup>タ</sup>書<sup>ショ</sup>も<sup>モ</sup>見<sup>ミ</sup>出<sup>デ</sup>る<sup>ル</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>わ<sup>わ</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>  
あ<sup>あ</sup>ら<sup>ら</sup>わ<sup>わ</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>か<sup>か</sup>ま<sup>ま</sup>加<sup>か</sup>へ<sup>へ</sup>る<sup>ル</sup>改<sup>カ</sup>め<sup>め</sup>る<sup>ル</sup>に<sup>ニ</sup>た<sup>た</sup>ら<sup>ら</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>

殘櫻記

延元元年十二月廿一日後醍醐天皇武臣足利尊氏が暴逆を  
避<sup>カミヤ</sup>け<sup>ケ</sup>る<sup>ル</sup>神器<sup>カミヤ</sup>字<sup>ジ</sup>奉<sup>ホウ</sup>る<sup>ル</sup>吉野<sup>キタノ</sup>の<sup>ノ</sup>行<sup>カミヤ</sup>宮<sup>ミヤ</sup>に<sup>ニ</sup>臨<sup>カミ</sup>幸<sup>キョウ</sup>す<sup>ス</sup>の<sup>ノ</sup>ち<sup>チ</sup>は<sup>ハ</sup>世<sup>ヨ</sup>平<sup>ヘイ</sup>南<sup>ナン</sup>  
朝<sup>チウ</sup>と<sup>ト</sup>稱<sup>カ</sup>す<sup>ス</sup>後<sup>ノチ</sup>村<sup>ムラ</sup>上<sup>ノウ</sup>院<sup>イン</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>スウ</sup>後<sup>ノチ</sup>龜<sup>カメ</sup>山<sup>サン</sup>院<sup>イン</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>スウ</sup>は<sup>ハ</sup>三<sup>サン</sup>御<sup>ミ</sup>代<sup>ダイ</sup>に<sup>ニ</sup>な<sup>な</sup>る<sup>ル</sup>  
行<sup>カミヤ</sup>宮<sup>ミヤ</sup>に<sup>ニ</sup>御<sup>ミ</sup>在<sup>ゼ</sup>坐<sup>ザ</sup>す<sup>ス</sup>皇<sup>スウ</sup>統<sup>テイ</sup>を<sup>ヲ</sup>知<sup>チ</sup>食<sup>シ</sup>ら<sup>ら</sup>ず<sup>ズ</sup>車<sup>クルマ</sup>五<sup>イ</sup>十<sup>ジウ</sup>七<sup>シチ</sup>年<sup>ネン</sup>に<sup>ニ</sup>當<sup>タ</sup>る<sup>ル</sup>元<sup>ゲン</sup>中<sup>チュウ</sup>九<sup>ク</sup>  
年<sup>ネン</sup>上<sup>ノウ</sup>申<sup>シ</sup>す<sup>ス</sup>の<sup>ノ</sup>ち<sup>チ</sup>は<sup>ハ</sup>既<sup>スデ</sup>に<sup>ニ</sup>足<sup>タ</sup>利<sup>リ</sup>を<sup>ヲ</sup>え<sup>え</sup>ら<sup>ら</sup>ず<sup>ズ</sup>わ<sup>わ</sup>ら<sup>ら</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>京<sup>キョウ</sup>に<sup>ニ</sup>取<sup>キ</sup>立<sup>テ</sup>置<sup>キ</sup>奉<sup>ホウ</sup>す<sup>ス</sup>也<sup>ヤ</sup>  
北<sup>キタ</sup>朝<sup>チウ</sup>と<sup>ト</sup>稱<sup>カ</sup>す<sup>ス</sup>方<sup>カタ</sup>の<sup>ノ</sup>時<sup>トキ</sup>は<sup>ハ</sup>帝<sup>テイ</sup>後<sup>ノチ</sup>小<sup>コ</sup>松<sup>マツ</sup>院<sup>イン</sup>と<sup>ト</sup>御<sup>ミ</sup>和<sup>ワ</sup>睦<sup>ボク</sup>を<sup>ヲ</sup>む<sup>む</sup>す<sup>ス</sup>を<sup>ヲ</sup>武<sup>ブ</sup>  
家<sup>ケ</sup>御<sup>ミ</sup>中<sup>チュウ</sup>と<sup>ト</sup>奉<sup>ホウ</sup>す<sup>ス</sup>大<sup>ダイ</sup>内<sup>ノウ</sup>女<sup>メ</sup>多<sup>タ</sup>ク<sup>ク</sup>良<sup>ラ</sup>義<sup>ギ</sup>弘<sup>コウ</sup>ら<sup>ら</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>請<sup>コト</sup>美<sup>ミ</sup>す<sup>ス</sup>其<sup>ソノ</sup>  
と<sup>ト</sup>前<sup>マエ</sup>代<sup>ダイ</sup>後<sup>ノチ</sup>嵯<sup>サガ</sup>峨<sup>ガ</sup>院<sup>イン</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>スウ</sup>の<sup>ノ</sup>御<sup>ミ</sup>お<sup>お</sup>た<sup>た</sup>て<sup>テ</sup>少<sup>オウ</sup>く<sup>ク</sup>在<sup>ゼ</sup>在<sup>ゼ</sup>す<sup>ス</sup>此<sup>コノ</sup>後<sup>ノチ</sup>大<sup>ダイ</sup>覺<sup>カク</sup>  
寺<sup>ジ</sup>殿<sup>テン</sup>と<sup>ト</sup>持<sup>チ</sup>明<sup>メイ</sup>院<sup>イン</sup>殿<sup>テン</sup>と<sup>ト</sup>の<sup>ノ</sup>御<sup>ミ</sup>支<sup>シ</sup>流<sup>リウ</sup>大<sup>ダイ</sup>覺<sup>カク</sup>寺<sup>ジ</sup>と<sup>ト</sup>申<sup>シ</sup>す<sup>ス</sup>後<sup>ノチ</sup>宇<sup>ウ</sup>多<sup>タ</sup>院<sup>イン</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>スウ</sup>  
の<sup>ノ</sup>御<sup>ミ</sup>別<sup>ベツ</sup>号<sup>ゴウ</sup>也<sup>ヤ</sup>後<sup>ノチ</sup>醍<sup>テイ</sup>醐<sup>ゴ</sup>天<sup>テン</sup>皇<sup>スウ</sup>と<sup>ト</sup>

より此第二の皇子（皇太子）持明院殿と申すは伏見院天皇の  
御別号ありし北朝の帝（光厳天皇）其御支流ありし後宇多院  
天皇の龜山院天皇の皇子（光厳天皇）伏見院天皇の後深草院天  
皇の皇子（光厳天皇）坐しし後嵯峨院天皇此皇孫（光厳天皇）坐しし  
御世を知し食する倍（倍）と今度皇太子を（後龜山  
院天皇）  
御養食君とす太子（皇太子）立進らせらるべしなりと都へ  
還幸ありし北朝此今の帝（光厳天皇）御讓位の義を神皇の  
御讓渡し給ひし於てはこれより前（先皇）帝の礼を以て是を  
奉る倍（倍）又吉野十津川の御領（前）旧の御領を以て知し食するべしとの  
御事なり花を（其）御契約の之御和睦御合體ある候  
より聞ひ給ひし給ひしより（此）同年十月十八日吉野領  
各生の行宮を出させ給ひし是月二日都へ還幸ありし

室の内裡あはれ給はば即日浴外にお給ひ嵯峨の大覚  
寺殿に渡御まじりし同日御契約のごとく後小松院天皇  
御讓位の儀字以て神器を御讓渡せし即大覚寺を御居  
宅と奉り給ひぬことより新院と稱し奉らるりての年  
号は既し北朝と申しと建たれはる明德三年と其ま行  
かたに其後（中間）應永元年（甲午）二月廿三日新院へ太上天  
皇の尊号（タカヒコ）上らせ給ひし御和睦御合體の御事あり  
し御本意はあはれ給はば南朝此皇威漸（漸）衰へさせ給ひ  
しは武家をたはれ北朝方はありしとてなりし  
事なるに止事ゆゑなりぬ世の事ありしとていひ天子

請妻

の万民の多めは深ん敵意ありし御事なる候ゆと其も  
免を深く推えり宮竊し思ひ奉れむひとへ久堅の天照坐  
り大御神の大御慮オホミコトちゆるし志のあれど吉野の前朝サキノミカドより  
父祖代々大義字重し忠心やうつる武士等り代々憤るれ  
かろかつる武家の計ひより御和合の事及にきり  
けしらふかやう口をきるも思ひ心此深ん御事  
其方より此宮々とてうく申とらまわしせ給吉野より  
に潜て仕奉りし世のるやせん候ひ世々然も武家も  
威權イカリと怒り振ひし上皇字始奉り南方の宮々と萬如申奉り何  
うも重ん御契約違ひし上皇の皇子の立太子此御事なる且

△中つ同三十年  
四月十二日後  
院天皇崩り  
まし後明徳三  
二年ゆ

をそ方より此武士等をいふあふいふ仇敵あふ此より此宗  
ゆりけしむを宮々も御憤あり武士ともいふ怒を益  
ししつらゆを海宮々をとり立奉りしと企つる立これ止難  
ありつらむと武家より計ひ奉るは依りし應永十九年八月廿九日  
後小松院天皇の皇子躬仁親王子御位を讓らるる此稱光  
院天皇の御事なり  
御令體ありし明徳三年より十年に當りし應  
永八年三月降誕し同十八年十一月十  
一歳あり親王子  
たを兼るる上皇に御契約違へむひつる  
たは後宮々をいふ武家等又更に憤る事大なる候ゆ△  
此後正長元年七月廿日稱光院天皇崩り坐して十六  
年皇子たより申候る事やれ此度丁を御契約の事後



龜山院天皇の第二の皇子小倉宮御位は継せ給ふをされゆ  
べし此宮の御子にたゞませむと多に思はれりたゞ  
々御子又し武家の計ひとて殊に御子持明院殿の御  
支流をうけり伏見宮貞成親王の第一の宮此よりふす  
たゞゆふを取まき也後小松院天皇の御養子とて御位は親  
王立太子乃儀とてなり同十八日身立ち御位は即位  
されは花園院天皇の御子なり  
此時小倉宮安らむをたれり先  
御位は某王を御位に即位せ給ふ  
御慮より其御子を率て伊勢國下り国司北畠満雅と謀り軍  
を起し御子とて満雅討死し御子に力なり御和睦あり  
御父は再々岷岷子歸り給ひぬとて其御子某王の後  
勸修寺に御入室ありて教尊と申し大僧正に任まらるなり  
さゆ思ひの外なる御位は又もなりを南方の宮と其方

さゆの武士乃輩望を失ひまらぬ深く憤りていふありとも  
足利乃輩乃武家成七一舊の南朝此宮方守取立り後醍  
醐天皇乃睿慮をとほり奉らむとあはれり思ひおろし時  
乃至るを待うるが如く嘉吉三癸亥年御子  
後龜山院天皇御讓位の義に依りて明德三年より五十二年  
ありし松光院天皇の崩御ありける正長元年より十六年  
當れ楠次郎某記録より字の記し名を記すは楠氏系  
國を案するは正儀の二男は二郎正元あり  
大和の越智某等とて先王御十津川河内紀伊國  
の者共をうけてひて小倉宮は第二の御子尊義王又其王の第一の  
御子は尊秀王と申ておろしなる此御父子兩宮より取立  
たり南方の宮と稱し  
按し尊義王の南山巡狩録の附録  
椿葉記釋雲記を考るるは寺宮空

因と申する御方の還俗しと云ふ御事なりといふことかか  
一尊秀王の後崇光院御記に南方謀叛ノ大将源尊秀  
と記し後之を東寺補任に大将の南方高秀也と記  
するとたのひでと申するは然推量に書し候ふ事  
南朝の白王統は復し奉りむと企てる將軍足利義勝朝臣  
今年七月二十二歳

卒同廿二日 弟義成九歳 公家少日野一位入道藤原有光

カノ嗣立あり頂の事なり 卿南方記傳あり日野東 同意する京に在り密に謀合せ玉

ひよりかゝる南方の官方軍兵三百人許り京に在り此ひ入る  
九月廿三日の夜半内裡小 土御門 龍衣をせり西門より切て入る

一手の梅次郎將とわり清涼殿に昇り一ひ熱智某將  
と稱して局所より打入る火字をれちり切り廻るを御禁中  
之勢をけしとて殿上より入乱れり思ふ事かどゆりかなる

其軍兵の中より長刀を打振りて主上は近付奉る者あり  
はが忽月眩しき事なるさすあり進みたる所へ親長季実と  
云ふ者よせ来て御前より立ぬさり大刀を振り切るを防げたる  
ほご主上御冠を脱がせたりひさ房の姿は御むねは  
はひあがり御徒らとてのびり唐門をのり出ぬを御親長は  
敵に隔りたり季實ひとて御供はまぬりけり此時主上  
御心と御みたり寶劔らとてのりせり錦の袋より取  
出し朝巻繪の御大刀此布の袋に入せかへひ寶劔の入  
りたる錦の袋より朝巻繪の御大刀を入り袋に挿し置せり  
むよりかゝる典侍に神兩玉を奉りて奉りて又此御大

をも取持く道れ出るを寄し見付け共々奪ひと  
内侍所をも奪ひより奉るかくぬまひく出るを神  
寶をも取奉りてとるや火を燃らすとてやぐり  
殿は火を放ちて退れたる此時内裡言固の武士共おひて馳走り  
退く寄しを追討し五十二人うちけり内侍所ハ御幸櫃  
ねう取奉りて出ぬを東門の役人佐々木黒田判官名詳  
佐々木黒田と平子守り返り奉りぬかくて寄しハ比叡山子引  
上巳中堂中より居る子細を牒送り今度南方の宮子取立  
奉るに依り内裏に推参りかくを物まひまじとを申し付  
内侍所かくはれり主上も危れり御のうけあるをいひ

裏過「名入」中將の家は立をせぬひきより唐橋中納言の家補任三正シテ  
うらりありぬ此ぬらりし御おれびの將妻御し  
近衛前関白忠嗣公の第みを入らせりひきよられも騷  
動の間より人皆いそぎ御在所を知りぬわうり内侍所を九  
條殿より奏聞ありてやう近衛殿の御在所に遷御り奉  
らぬおれより主上の御在所を人みよ知るなり此後より馳  
走りてを仕奉りたる國母准后皇子よりも別去りし御道れ  
りし伏見殿一條東洞院の鳥丸殿等北小路百里遷坐す伏見  
其後主上伏見殿に遷御あり候皇居と定めし伏見  
主上の御父貞成親王後太子上天皇の御号を奉りぬ又後  
御謚を後崇光院と稱し奉りぬ御事の御次第は此ハ前

は舊仙院を遷すてひて伏見殿と申したけし此れは土御門の内裡矣  
止まりし一ノ宮を後ノ皇居と定先此の康正二年上合書に新造成  
就す還 後宮皇子方七御同殿せざれば上合書すとも南方宮

方え比叡山の中堂よりさる籠りて山門の僧徒をかたひれど  
もゆら子従ふべしは原より京方の軍兵をせ向ひて攻めし僧徒

これより加りてこの宗より其の攻めしは同廿五日はひの中堂より  
攻められ日野有光御楠越智寺を始ある計也或は自言

まゝ尊義王も守りし殿をれ取ひしなり 東寺補任は大将の南方高勢也 頭取之ト云へはひの尊義王  
の此まをせしなり 也 此れはも我々等御子尊義王を守護する神金  
を奉りて大和をゆき落しきぬ 此又 此時かの實劔を奪て取

りける御劔を清水寺の堂中に遺しおる一紙の札を對て大内の  
此又

三種の神器を候返し申されはべしはひれくせし候へ  
四訓いふはひれくせしとぞ書きてける寺僧心月房見子拾ひ

よき廿七日は武家へ出されしが翌廿八日の夜管領畠山左衛門  
督持國をもち奏聞し後ノ皇居を遷し細りなる明德の神器

御帰座の例より其式を行われたる 持し此時御帰座と稱へ  
鞘巻繪の御大刀をて寄り真下の御物ありぬるを

此事を奪り行はしむる也 此は御劔ハ上ノ一ツハ  
之を奪ひて遺しおるものなり 此れが自由を 願はせしむる也  
と然書く添へぬるものなり 此れは 神器御帰座の式を行は

ぬる也 ぬる事 其の當時世の疑ひなり 今日 比叡  
時けさせしむるの御徳ひなり こと 決し

山より生かす兵ども五十四人 或は五十三人又 六條河原  
少く首を斬らぬ又 日野有光 日野有光の息考議右大辨資親御

管領ふ仰る召同とてるる父の企かたき知らば由陳一Pと分  
けれども父子此間其坐のれまれば遠流せまらむ投露  
あはせむのちれも今日侍所の沙汰とて九條高倉より

アとてらるるを比申しける 或も八條河原  
又の二條河原とも 比とて過り二十

三日内程千御幸ありて此方夜のもやまに御舞大神宮の外

つれの大宮 榎イナカヒの御馬をぬれ出る馳廻り汗を流し又其  
まはるる御ありてえり御殿に歸り入る由神主より次第に

奏状不日到来するけり神慮をたてあまのく人みぬ

云はへりてしる 以上参考太平記後崇光院御記管見記續  
傳船運録の日野系因楠系因 榎葉記櫻雲記薩戒記南方記

東寺補任諸門迹譜 等寺系考  
足利官位記 朝倉信長傳天壽作記

南方宮方の者ども比處山より大和國へ麓下り再吉野より

了れ者ども中相謀りて尊秀王の神璽を奉りて私天子

と稱し或る南方新皇とて自天大王と稱し或る吉

野の山奥北山庄大河内とてしる所は御在所を攝へ北山宮と稱し

又北山殿とも南方一宮とも稱し供奉する尊義王第二

御子忠義王 尊秀王の御弟 とて御所するは彼大河内は御

在所より山中八里を隔てる河野谷とて山中平 今神

野谷村と 御在所より河野宮と稱し又南方二宮とも申

し守護しやみせけりかゝる今年此の宮の私に奉りて

奉りて天靖元年とてむむひけり 此時南方宮を奉りて  
上島氏下島氏の

家牒云天靖元年云云  
北朝嘉吉二年とあり

明王文安元弭年後村上院天皇第六皇子上野大守説成

親王の 上野宮とも稱しのち護性院宮とも稱せり 按子太平記

此處山の僧房に此院号見えり其院を知るるに 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

此宮の由事 此宮の由事

を来りて籠りて死す 中間一年 同三年九月畠山おのゝ家人

遊佐兵庫介中守宇都宮入道禪綱を差遣りて攻れども

城方嚴しく防守す 手戦ひ鋭く 切ら出れり寄りて大に討乱れ宇都宮の

粉川寺に道篋あり 明る 四十年遊佐宇都宮の如く兵を聚め

力尽し攻むるを十二月廿二日此城竟に攻破れて楠の第

二邸を始 梅子楠次郎を殿に嘉吉元年比叡山を討死せり

二邸正元 二邸左衛門 數十人討死し義有王も討

正秀と載りて人々 討死 してぞらうしぬを 討死 けり 五年 明る五辰年の正月

十日義有王の御頭を京へ上送らるる莊嚴寺 此寺高辻、堀川とゆ

小路との間の北類 置奉りて畠山を奏聞し 以上三ヶ分書 年始に當り

朝敵の頭到来せぬを 珍重 たりとて即日内裡に参賀

此人を少のうへ中より御大刀を献じ 人々 有る か

朝敵の頭 や 公家へ渡さるべしとて其武字以て同廿七日

畠山が子某鳥帽子直垂著る青侍廿騎召具 か 寺に門外に

左合判官に渡り判官坂上明世大石維弘 まね 受取奉りぬ

まこと言ふに御事やれをうちまかせ尋常朝敵に 討

ふ 討 朝議 定あ 大略を渡されぬ

獄門 あ せぬ け

○ あ 嘉吉元年六月廿四日赤松大膳大膳源満祐入道

性具 あ 君將軍義教 公 一族家人 あ 相 傷

を以て播磨國木山城より遠くありて天子を諭旨ありしを討手よりしむけける八月に城つひに攻落され満祐を始めて誅せしむるに満祐が二男彦次郎教康の教を則と書しし書に多し悪逆の後將軍義教の名に父か旨をや受とるにけむ既に城を遁せし出づ南方に心をせしむる伊勢國司北畠時義源教頭朝臣に相かすゆが記旨ありて若黨十人をとり具し密に彼國へ到りて國司の館に行向ひたゆが教頭より名あり九月下旬に八月教康並に若黨二人を斬り其由を京へ進進し教康を頭を上送るに九月朔日京に到着して獄門を梟らしけり

○康正元年乙未年六月の丁未忠義王御書を製す御方とのことありあり熊野の色川郡なる色川丸兵衛尉に下すことあり御文書より色川郷に先皇舊地也其龍孫既葉大河内行宮直速赴錦幡之下乙未八月六日忠義とをたれり

此御文書今も色川の氏人家に傳ゆを以上康富記南方紀傳に記す嘉吉記時房記南朝系補任等考考梅子忠義王の御文書に先皇と書すを其皇孫坐し前朝の天皇をいふ大河内の宮に坐す由なり直速赴錦幡之下とを前皇の御志に錦の御幡を揚る軍人を招き連子宮方に考ゆ信に皇儲と書すを御文に記す乙未の事實を推考するに康正元年南方あり私に天靖の年号は建記よりとく嘉吉三癸亥年南方あり私に天靖の年号は建記よりとく此御文書に夫靖十三乙亥年と書せしむるをたれり此御文書に夫靖十三乙亥年と書せしむるをたれり



もあざむくは、時の年月を明かせるも、車もさくくろくも、  
千支のみを書せ、此筆をてり大義なり、  
御筆なるは、此宮方の御ひつるを、御文書  
あもあつるを、御文書  
書も大日本史に引ぬ、御文書  
智山寶方院に藏る御文書中、乙亥七月十八日忠義と書せ  
ぬへるを、御文書  
事、御文書  
南方宮に、御文書  
御文書を、御文書  
御文書を、御文書

○さる子 誅む 赤松満祐が一族家人等共、  
此ら南方の宮々を討まわす、  
奉りぬるを、  
義雅が子の性存、  
入道の一子、  
松丸、  
二歳、  
花

るが、  
云合せ、  
武家、  
とせを、  
らむ事、  
や今度、  
御許、  
石見太郎、  
御内人、

御内人子、  
心、  
仕へ、  
時を伺ひ

所願此趣より、終に訴申され内府然るへく、  
 まづ密に内奏を経、後武家將軍足利義成卿に示し合  
 せし武家も、又密奏内を経、聞食内入り、後義政と改めり此度殊に  
 忠節を尽し、其功を遂るに於て、赤松が一族並に家人等、  
 至るまで嘉吉の罪惡を免させ給ひてむらへ、赤松が家再  
 興あり、富樫次郎成春が、願所加賀國河北石河兩郡を備  
 前國新田庄出雲國宇賀庄伊勢國高宮保曾を因賞と  
 して、賜ひ給へり、内々論旨を下され武家より、又即内書と云、此字  
 賜ひ給へり、赤松が黨類大に歡ひ、まん志とてげ、一謀を  
 定め、康正二兩年十月廿日、一著到を記して、大和に、ま

鮮母は、中村六  
 後條が谷と云  
 瓦田合、中村八  
 字、伊勢松坂人、中村守  
 の字、本せ、前條  
 小谷の、中村守  
 氏、小谷守、中村守  
 別人、中村守、中村守

とも、吉其、人々、赤松が一族、間嶋彦太郎を始と  
 して、上月左近將監滿義、吉中村彈正貞友、同次郎同五郎同守  
 禪房、衣笠某丹生、屋帶刀左衛門尉第同四郎左衛門尉浦上  
 右京亮、小河兵庫助同七郎右地、兵庫助同四郎河高治、野輔  
 同又三郎河勾五郎村上源三郎垂井次郎右衛門尉木梨三郎  
 阿閉弥太郎同太郎次郎魚住主計助同彦四郎小寺藤兵衛  
 入道性説鳥居千代松九代上野小次郎並に、間嶋が被官平瀬  
 彦左衛門尉同小太郎中村太郎四郎中村彈正忠、被官中村  
 與次等、性説此等、性説其心を合せ、大和の宇智郡に入、空山  
 子吉野乃御あり、さまを、性説窺ひたる、其中、小寺入道、同國

越智乃雜掌と定めり行向ひたり（其外）依藤弥三郎ハ播磨の

三草山子出張一堀兵庫助明石修理亮二人ハ京の雜掌と

志々残り留りしけり（一様著到の）便宜を窺ひたる中村宗道兵庫

助此二人必上は記せり心変りけり（前條）中村宗道と申す

失へ向事あり日數経るほど小谷与次存とて忠

阿弥と名のり三つと大河内河野谷の御在所参り同崎

彦太郎（将軍義教公之執事）を討つ（罪より）討つ（誅せり）赤松満祐（在馬助）

教祐が子なりと偽り其ほの赤松が一族ハ臣より武家ハ

頼りえとて（の）御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）

奉公を請望申す始のほどに御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）

別心ありしゆ（色せり）御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）

此赤松が方より御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）

大勢一同に参りしハ猶御隔心ありしを憚りし間嶋彦

太郎上月允近將監中村彈正忠同次郎上野小次郎平願彦  
九衛門尉同小太郎小谷与次等（の）引介（の）両官の御在所  
は伺候し其餘（其）の者も山中所々（に）御許を乞ふ（の）御許を乞ふ（の）  
時を待とう（の）明る長祿元年十二月二日  
夜山中雪深りければ宮方の油断をう（の）夜懸りせ

此の合せ同日の夜一味の者ども二馬相分れ密に両宮此御

在所へと打向ふ大河内一馬の御在所へ其夜の刻

かろふ行著る密に御殿よりあひまゝ丹生屋兄弟

尊秀王を害しあひ奉り中村弾正御頭を賜りぬ成り又中村太郎

やぐり神璽を取奉り引退く丹生屋の伺候人を路め

吉野十八郷の者ども起り立ち追懸る寄り雪をわづら

伯母谷といふ処より追つたれて丹生屋兄弟中村弾正忠同

太郎次郎等はほひし此処より討てんぬ此時宮の伺候人

井口太郎九衛門といふ者心もよく討らぬ再神金を奪り

返し奉り一宮の御頭を密に雪に埋まら隠しとりけ

後と血を深きまゝあかりけを見つり二馬もあつ取返し

美幸か河野谷へ向ひける一牛も同じ夜半をり

御在所より忍入り間嶋彦太郎忠義王を捕へ奉り上月

元近将監御頭を賜り引退く此の宮方れ者ども

出合り寄り八人討ちぬ宮方より伺候人宇野大和守高

野山の智莊嚴院の弟子僧定順も次郎太郎といふ者此人氏有

合せり四人討死せり以上上月記赤松記應仁別記南方紀傳

年の尊雅王の御事と同一度の今吉野山中高峯山福源寺

と云寺に古碑ニツアツア一宮自天親王二宮忠義大禪定門と

誌た有と云西宮の御墓所たあゆ信た

此の二碑の南大日本  
史の記され方南  
有古碑記曰一宮二宮

合在りと云々  
由記されう  
あまの御  
の者といふ  
井口太郎左衛  
門の裔なり  
さて伴ひて  
の山里人今  
まを教官と  
さなり尊

山巡狩録附録云吉野の事書ふれば今吉野七保九箇村  
とありてあり其を東川村大鹿村寺尾村入石村迫村高原  
村人知村白屋村を云々此村々を宝物とて守護あり  
とのあり宮に御幣赤銅金の筋金あり金の鍬形金の龍頭正  
平草の吹返り御位牌二つあり而も南朝一宮自大禪定法皇  
而も南帝王二宮忠義禪定法皇と誌き又長祿元年御事  
あり時宮の御頭並に御鑑を取返し給ひの子孫ありて筋  
目の者と云へて毎年二月五日祭礼ありて九箇村かへか  
ありてありて筋目の者其行事を法とせしむる例ありて又六  
保九箇村とありて中興村和田村神野谷村柏木村上多古村  
上谷村大迫村御母谷村今波村とありて此村々を宮の御鑑御  
大刀御長刀の類を宝物とて傳へ藏りてありて毎年二月  
五日祭礼あり其式七保と同一又四保五箇村とありて井戸村  
武木村破村下多古村白渡村あり此村々を宮の御  
鑑の両袖を宝物とて祭礼日祭式等ありて右の二村々と  
相同りて其村々を山中に宮の御自害ありて此の  
在りて云々ありて其廿二ヶ村の山里人今世に云々ありて  
宮々々をその尊の御祭に奉りて其真心の厚なることあり  
て其の事やその御祭に奉りて其真心の厚なることあり  
へありて井口太郎左衛門の裔なりとありて

○其後南方宮方代者より猶も思ひよるるに於て尊義王の

第三の御子尊雅王を取立奉り昂神兩玉を上りて潛り同國

十津川に安置奉りて明る二戊午年六月又吉野の山奥に御在所を

捕へて遷し坐せ奉りたり 梅子事止テ中より尊義王又あり

字ハ御祖後醍醐天皇の御名尊治と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

義王と稱しありて其の御子尊義王と稱しありて其の御子尊

於小寺等追續（天行）きく同廿七日の夜（ほひ）おと其れを

攻破らと尊雅王痛手を負ひ（此れ）吉野北山の高野の上

高福寺（後子）に遁れ坐す（を）けるが御創の愼重（此れ）を遂に其の

ぬ高福院と謚す（北山）を坐すぬとぞ

神聖（北山）の御事（北山）を坐す（北山）けるが御創（北山）の愼重（北山）を遂に其の

兵衛入道性説（北山）り予（北山）に取返（北山）し奉り（北山）てぬ

時の事諸書に記せる趣混雜（北山）し然る今ハ南朝紹運（北山）図上月

記楠氏系圖南方紀傳等（北山）を参考（北山）し記せる（北山）は此時の

月記（北山）の何の宮（北山）とあるを記（北山）せる（北山）は南方紀傳（北山）の尊秀王と混へ

る趣實（北山）に符へ（北山）て（北山）る楠氏系圖正理（北山）の下（北山）に此時南帝後醍

醐帝四代孫也赤松某反取神金（北山）之後十津川皇居破而出（北山）於

北山（北山）同野上（北山）高福寺（北山）と記（北山）せる（北山）は此時の（北山）を云（北山）へ（北山）る三宮を

雅王の御事（北山）と（北山）る事（北山）定明謚（北山）り後醍醐帝四代孫（北山）と（北山）り云

へゆ々後醍醐天皇（北山）の（北山）公孫（北山）は生（北山）す由（北山）り又南方紀傳（北山）に尊雅

王の御事（北山）を後醍醐院（北山）の五代（北山）と云（北山）ふ（北山）は云（北山）ふ（北山）は南方

の三御代（北山）平尊秀王尊雅王の二御世（北山）を（北山）ら（北山）け（北山）る（北山）は詞（北山）を大

日本史（北山）に一件の系圖（北山）を引（北山）る（北山）一宮自大王の御事（北山）なり（北山）と

記（北山）され（北山）たる（北山）を（北山）誦（北山）し（北山）ぬ（北山）は（北山）倍（北山）り（北山）ぬ（北山）は楠氏系

圖の文（北山）を撰（北山）み（北山）正理（北山）も尊雅王（北山）は（北山）奉（北山）り（北山）ぬ（北山）は（北山）ゆ（北山）は

全書（北山）を見（北山）る（北山）れ（北山）を（北山）證（北山）し（北山）る（北山）云（北山）ふ（北山）は（北山）ゆ（北山）は（北山）ゆ（北山）は

居（北山）る（北山）山崩（北山）れ（北山）と皇儲（北山）て書（北山）した（北山）る其氏人の筆（北山）也（北山）と（北山）り（北山）ゆ（北山）は

ひれ志心（北山）のあ（北山）は（北山）ひ（北山）ひ（北山）と（北山）り（北山）同（北山）廿（北山）日（北山）間嶋（北山）衣笠（北山）等（北山）神金（北山）を供奉

し奉り都子の（北山）ゆ（北山）と（北山）矢（北山）と（北山）り（北山）ゆ（北山）は（北山）由（北山）三條内府（北山）の武家（北山）申（北山）し

かぢや（北山）の（北山）奉（北山）り（北山）用（北山）あり（北山）天皇（北山）と（北山）徹（北山）白（北山）感（北山）か（北山）り（北山）坐（北山）す（北山）は（北山）即日（北山）神聖

内裡（北山）に（北山）土師（北山）門（北山）に（北山）在（北山）り嘉吉（北山）三年（北山）御帰座（北山）生（北山）りぬ明德（北山）の（北山）別（北山）子

其の後六年を經り  
寛正六年十二月廿六日

赤松一松九十二歳少くも元服し將軍足利義政に代る此一字を  
 賜ひく赤松次郎政則と名のりせり今度の功より罪科所赦  
 免あり政則は加賀國河北石河二郡に備前國新田庄  
 其ほか御筆約のおとく領地より賜ふ由論旨に御教書を  
 添へ下りたり然れども世の中より乱れおとくをさしつゝ水  
 けと治り全く領地を知行する事あるべからざるに候  
 山名左衛門督源持豊入道宗全赤松が家より旧に遺恨あり  
 けしむ其家の再興する事を思ふこととゆひし下心  
 出来たり故に政則の家人に此度の事を専ら傳へたり  
 憲よりける石見太郎左衛門尉をひらき平次切のやうに殺さ  
 せり又知川右京大夫源勝元をも恨む事のあらけり  
 勝元政則と親しむにけり細川方より武士も二方平  
 互に隙出来たりけり山名方細川方より武士も二方平  
 互に隙出来たりけり山名方の大乱とありける事経る神は持豊勝元  
 相續りて病死しおたけり世もや静まりけり政則領地  
 の乱を鎮め知行せむとありける事経る神は持豊勝元  
 相續りて病死しおたけり世もや静まりけり政則領地  
 南朝系運録康富記齋藤親基記赤松系圖福源寺古

碑銘等  
参考

抑嘉吉三年の福事神靈禁裡を出させ給ひて

十五年の事経る今や御帰座坐りて三種の神寶めり  
 相備り給ひて多し今も猶世の乱は治らざるも朝廷は  
 是再あるに御事なりける事経ること天照大神神の御慮  
 ぬるに東照神御祖命出給ひて天皇のみこと畏こみ給ひよふ  
 殊なる御勲功坐りて世を安閑と治り行々天津日嗣の神  
 寶の堅石ト常石ト動はれ鎮り坐り給ひて然るは理  
 取らんと尊に御事なりと云ふもわづらひ給ひて  
 さう立かへりて思ひまはる南朝の皇威ハ漸々  
 衰へしを事もわづらひ給ひて猶三御代うけり正に天津日嗣

知れぬ都近に吉野の行宮にたて坐てそのはれを御軍人  
を出し申さるる都べさうこのつせきやひも向を北朝と  
とらそ大なる世のさづかむるを武家よりあま  
乃軍人を仰し申さるるに奉らむと難く候と  
とらそ大なる世のさづかむるを武家よりあま  
睦御讓位と申と申す事と申す御中と申す奉らむ  
然と云ふに大義を執りてあることなる地を  
憚り奉らむる意も有つたれども神皇御  
まらぬともあはれを深く畏れ奉らむ故に  
讓位の後南方の宮に軍を起し内裡に乱入る畏る天皇

旅駕奉りてその神璽を犯し奪り奉らむと上りて御  
事ゆゑに平其罪悪いと重く候と連は官軍を差向  
神金を守返し奉り宮々を捕まへ其方々の武士  
をもとめあはれとて誅せんとす候とて殊に彼宮方の  
徴<sup>カスガ</sup>御璽を<sup>カスガ</sup>たはらふとて十年の  
まらぬともあはれを深く畏れ奉らむ故に  
事を畏れ申さるるに時をまち候とて有経と申す  
とらそ大なる世のさづかむるを武家よりあま  
乃軍人を仰し申さるるに奉らむと難く候と  
とらそ大なる世のさづかむるを武家よりあま  
睦御讓位と申と申す事と申す御中と申す奉らむ  
然と云ふに大義を執りてあることなる地を  
憚り奉らむる意も有つたれども神皇御  
まらぬともあはれを深く畏れ奉らむ故に  
讓位の後南方の宮に軍を起し内裡に乱入る畏る天皇



畏くも尊に神の授け賜へり皇國の御守り

しも<sup>私乃</sup>君を執せる赤松の子が其罪あがれむ

と命よのけつづまきと取返しく奉り

凶事吉事行らる理の<sup>行化</sup>いひも御守り

くも畏れ天照大神神の御守り

と返しくも<sup>高く物いひ</sup>御事おむし

南方の宮この御子の継々又その方ぶゆの御事

うこれ子の末孫<sup>いひ</sup>御事このみの御事

つら命を<sup>いひ</sup>御事御事御事

芳野山苑の御事

御畧系

後醍醐天皇

後村上天皇

後龜山天皇

説成親王

義有王

小倉宮

尊義王

尊秀王

忠義王

尊雅王

文政四年三月廿九日

伴信友謹稿

或人世下書を見ず因に論ひけりき壽永の乱に木曾義仲  
等平家を討むとて都に攻入たる時平宗盛等卿をてん一族を  
ごとく都を落つとて安徳天皇を神器とて都に奉り  
て去りて西國のこへ行幸せし奉りて都に奉りて後  
白河院の御をのりかて後鳥羽院を御位にはせりて  
らを治ひたりし時天下に天皇二より御坐まは  
るること其時を生じ遭へり人びと其の天皇と  
あらざる仕奉るを論ひてアツロ既に栗山原といひ人

の保建大記の事論ひて至以船擁三器為真主則  
要質鬼神而無疑百世以俟其人而不惑といふを大  
義を以て論ひて其の序なるに宅緝明が論あり以  
神器之在否ト人臣之向背者議竟不合といふ例の  
儒者見たりとたほのちを以て云ふに其の對しては  
く緝明のその論辨を詳し云はざるを以て見るに平か  
知ることけしむるにたぬ栗山氏乃此時平遭  
きしよしを安徳天皇を真主とていふを素より然  
るるを論ひて其の論を以て其の論らざるを  
三種の神器を擁護しにゆき其の論を以て其の論らざるを

と専決とゆる神世の理り此趣を知らず世の凶事も相  
交りて去る其凶事も随ひて在り幽き縁由を究観ひ  
悟る事の内事なき故に然一むら子論ひゆるれり  
彼時子當りて安徳天皇素より天皇の坐せ論  
まじあふと掠り奉りて平家憎りと併て天皇射  
向ひ奉るべしとのを假合此時義仲等皇胤の御子を取  
立ちおとせ神界を犯し奪り上り天皇と申す仰ぎたり  
とも安徳天皇御讓位此御更なり世の御座さむる  
天皇と仰ぎた仕奉らでやあふるるを然れども此天皇  
やまも西海より御事有らば後鳥羽院神界を受付へ

皇統を嗣て天下知人食は大神世とせしる上ありはこれ  
皇祖神乃幽慮<sup>フオキシヨロ</sup>おとむまかへる供奉る<sup>コトワ</sup>死義多漢  
國やあま前王を亡く其國を奪ひしるの故王と形と  
る子仕りてあれやいし其義別<sup>コト</sup>るりさる安徳  
天皇御事あり後後鳥羽院天下知人食はしる神器  
乃御事つれ尋下され時<sup>壽永二年八月十五日</sup>勅解由長官<sup>式部</sup>  
輔大藤原俊經朝臣乃勅文小神皇鏡劍者天照大神  
賜<sup>テ</sup>皇孫天忍穗耳尊永為<sup>モ</sup>天皇<sup>ツオシ</sup>以太子天津彦火瓊瓊杵尊<sup>ニ</sup>  
為<sup>シ</sup>草原中國之主<sup>ト</sup>以來皇位相傳<sup>ラ</sup>天下一統<sup>ニ</sup>夫<sup>レ</sup>天之所  
授<sup>ル</sup>人不可奪<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>云云而事不圖<sup>ナ</sup>今<sup>ヒ</sup>縱<sup>ニ</sup>散失<sup>ス</sup>神若<sup>シ</sup>為<sup>ラ</sup>神<sup>ト</sup>其寶蓋<sup>ニ</sup>

禰ラ云云今聖主為國祈天神玄應無疑と論へるを

此文色皮字類抄載さるるを見ゆ

後醍醐天皇正しく皇位より

歸り足利が暴逆を避く神器を擁り吉野の行宮に出坐

まがひ其太子此継々行宮に坐し天津日嗣知食先心

其代天皇と仰れ奉り仕奉らむ事ハいとよ論まざる

あぬを明德の南北御和睦あり御讓位此義をも神

器を後小松院に御授あり後と偏後小松院を天

皇と仰れ奉るなり大義ありされそこのよいふまじもあ

が其後嘉吉の南方の宮に此人ども起り神金を犯し

奪り奉り十年あり吉野乃荒山中に坐し御事

ありん論者あり。此時子遭ていふ平かせむと此系神

寶三種の中ありまはし神金も高天原より天照大御神

の皇孫尊に授り其の流儀乃御物より御代神代の天皇

此大御許をなれり此を御護りたると熱福車ハ

ありぞかす秋も其を福支極なり志あり乃原と此

事ありてはありけき原より天津日嗣乃御事ハ天照坐を

大御神の御事依り此ありて三種乃神寶と堅石

常石天地と共り動る鎮り坐るに理り代を神世に定

りまがひ御事なれをなす神靈もいふを天照

此大御許に歸り入りて此後漸々世中静り

ニハ信友の古きものなりけり... 大御世に立りて  
一ノ御趣を我摺記に云へば... 此津蹟をも誓へ合せ辨へし... 大車ハ殊ニ熟々神代ノ根本ノ眞実ノ道理...  
此津蹟をも誓へ合せ辨へし... 學問もこれにせむ... 中々も畏れ... 固くかくと書る人...  
信友又減

解云け書と云く... 伴松坂の友人... 写し易ん... 人の道を

我摺記後書

まの心を思ふ人... 見る書... 信友ぬ... 天地乃同



らみそむいふのふもいふのふもいふのふもいふのふもいふのふもいふのふもいふのふもいふのふも

世に中みざるさうの上下乃公公の河のながるかかしてさ

まゆの大神心も大神心も世の種命山北山北

まゆの大神心も大神心も世の種命山北山北

同一山北神の山下凡山北山下山北山下山北山下山北山下

かこた現津神とありみそをいふ遠つ崎々さる

きととそ奉て久方此天つ日嗣とさるあつ月のあつ

そとれやして大神安殿とさるい給ふ年月たあさおくり居

まかそをいふとさるい神のさるいとさるい品にるは

人さるいわあは心をいふとさるい九世此都とあるは二の信は

くあつとさるいとさるいとさるい人さるい人さるいとさるい

あつとさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

軒の下とさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

さあつとさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

今と世の草やとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

あつとさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

あつとさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

あつとさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい

あつとさるいとさるいとさるいとさるいとさるいとさるい







小濱藩中士伴氏所著殘櫻記一卷  
以輪池翁之本謄寫之時在歲稍俗  
事增集把筆最匆匆自隔昨十九日  
至今宵甲夜總三夕而燈下卒業予  
曾聞有是書既而渴望稍久於是字  
得果宿念喜可知也亦老學餘樂已  
文政十一年戊子冬十二月二十一日

六十二齡瀧澤解珩吉甫識

